

議 第 111 号

令和 4 年 6 月 10 日提出

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の53の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表54の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表68の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表69の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

別表第6の1の項事務の欄中「3の項に該当するときを除く」を「4の項に該当しないときに限る」に改め、同表2の項事務の欄中「4の項に該当するときを除く」を「5の項に該当しないときに限る」に改め、同表中11の項を15の項とし、10の項を14の項とし、9の項を13の項とし、同項の前に次のように加える。

12	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関の発行する確認書又	登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の長期優良住宅	6の項に規定する金額の2分の1の額
----	---	--	-------------------

	は住宅性能評価書が添付されたときに限る。)	維持保全計画 変更認定申請 手数料	
--	-----------------------	-------------------------	--

別表第6の8の項金額の欄中「4の項」を「5の項」に改め、同項を同表11の項とし、同表7の項金額の欄中「3の項」を「4の項」に改め、同項を同表10の項とし、同項の前に次のように加える。

9	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（12の項に該当しないときに限る。）	長期優良住宅 維持保全計画 変更認定申請 手数料	3の項に規定する金額の2分の1の額
---	---	-----------------------------------	-------------------

別表第6の6の項事務の欄中「8の項に該当するときを除く」を「11の項に該当しないときに限る」に改め、同項を同表8の項とし、同表5の項事務の欄中「7の項に該当するときを除く」を「10の項に該当しないときに限る」に改め、同項を同表7の項とし、同項の前に次のように加える。

6	長期優良住宅促進法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付されたときに限る。）	登録住宅性能 評価機関の発行する確認書 又は住宅性能 評価書が添付された場合の 長期優良住宅 維持保全計画 認定申請手数料	5の項に規定する金額
---	--	---	------------

別表第6中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、同項の前に次のように加える。

3	長期優良住宅促進法第 5条第6項又は第7項 の規定に基づく長期優 良住宅維持保全計画の 認定の申請に対する審 査（6の項に該当しな いときに限る。）	長期優良住宅 維持保全計画 認定申請手数 料	2の項に規定する金額
---	--	---------------------------------	------------

別表第6備考第5項中「4の項」を「6の項」に改め、同表備考第6項中「5の項から8の項まで」を「7の項から12の項まで」に、「4の項」を「6の項」に改め、同表備考第7項中「1の項から4の項まで」を「1の項、2の項、4の項及び5の項」に改め、同表備考第8項中「5の項から8の項まで」を「7の項、8の項、10の項及び11の項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、この条例の公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提出理由）

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴う手数料の新設をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成１２年条例第２４号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
第１条 【略】 （手数料を徴収する事務等） 第２条 手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、１件についての金額とする。 (1)～(5) 【略】 (6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）関係の手数料 別表第６ (7)～(10) 【略】 第３条～第６条 【略】 附 則 【略】 別表第１（第２条第１号関係）				第１条 【略】 （手数料を徴収する事務等） 第２条 手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、１件についての金額とする。 (1)～(5) 【略】 (6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）関係の手数料 別表第６ (7)～(10) 【略】 第３条～第６条 【略】 附 則 【略】 別表第１（第２条第１号関係）			
項	事務	名称	金額	項	事務	名称	金額
1 ～ 52	【略】			1 ～ 52	【略】		
53	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等の建築許可申請手数料	120,000円	53	法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等の建築許可申請手数料	120,000円
54	法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別のある仮設興行場等の建築許可申請手数料	160,000円	54	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別のある仮設興行場等の建築許可申請手数料	160,000円

55 ～ 67	【略】		
68	法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更許可申請手数料の許可の申請に対する審査	興行場等への一時的用途変更許可申請手数料	120,000円
69	法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等への一時的な用途変更の許可の申請に対する審査	特別興行場等への一時的用途変更許可申請手数料	160,000円
70 ～ 74	【略】		

備考 【略】

別表第2～別表5 【略】

別表第6（第2条第6号関係）

項	事務	名称	金額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この表において「長期優良住宅促進法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であつて、 <u>4の項に該当しないときに限る。</u> ）	新築長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 48,000円 (2) 一戸建ての住宅以外の住宅 ア 区分所有住宅（長期優良住宅促進法第5条第1項の区分所有住宅をいう。以下同じ。） （ア） 総住戸数（1棟当たりの住宅の戸数の総数をい

55 ～ 67	【略】		
68	法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更許可申請手数料の許可の申請に対する審査	興行場等への一時的用途変更許可申請手数料	120,000円
69	法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等への一時的な用途変更の許可の申請に対する審査	特別興行場等への一時的用途変更許可申請手数料	160,000円
70 ～ 74	【略】		

備考 【略】

別表第2～別表5 【略】

別表第6（第2条第6号関係）

項	事務	名称	金額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この表において「長期優良住宅促進法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であつて、 <u>3の項に該当するときを除く。</u> ）	新築長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 48,000円 (2) 一戸建ての住宅以外の住宅 ア 区分所有住宅（長期優良住宅促進法第5条第1項の区分所有住宅をいう。以下同じ。） （ア） 総住戸数（1棟当たりの住宅の戸数の総数をい

			う。以下同じ。)が1戸から 5戸までのもの 125,000 円				う。以下同じ。)が1戸から 5戸までのもの 125,000 円
			(イ) 総住戸数が6戸から1 0戸までのもの 199,000 円				(イ) 総住戸数が6戸から1 0戸までのもの 199,000 円
			(ウ) 総住戸数が11戸から2 5戸までのもの 395,000 円				(ウ) 総住戸数が11戸から2 5戸までのもの 395,000 円
			(エ) 総住戸数が26戸から5 0戸までのもの 708,000 円				(エ) 総住戸数が26戸から5 0戸までのもの 708,000 円
			(オ) 総住戸数が51戸から1 00戸までのもの 1,216,00 0円				(オ) 総住戸数が51戸から1 00戸までのもの 1,216,00 0円
			(カ) 総住戸数が101戸から 200戸までのもの 2,250,0 00円				(カ) 総住戸数が101戸から 200戸までのもの 2,250,0 00円
			(キ) 総住戸数が201戸から 300戸までのもの 3,215,0 00円				(キ) 総住戸数が201戸から 300戸までのもの 3,215,0 00円
			(ク) 総住戸数が301戸以上 のもの 3,943,000円				(ク) 総住戸数が301戸以上 のもの 3,943,000円
			イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸 数(同時に申請された住宅の 戸数の総数をいう。以下同				イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸 数(同時に申請された住宅の 戸数の総数をいう。以下同

			じ。) で除して得た額				じ。) で除して得た額
2	長期優良住宅促進法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であつて、 <u>5の項に該当しないときに限る。</u> ）	既存長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅 71,000円 (2) 一戸建ての住宅以外の住宅 ア 区分所有住宅 (ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの 187,000円 (イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの 299,000円 (ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの 593,000円 (エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの 1,062,000円 (オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの 1,825,000円 (カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの 3,377,000円 (キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの 4,826,000円 (ク) 総住戸数が301戸以上のもの 5,918,000円 イ 区分所有住宅以外の住宅	2	長期優良住宅促進法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であつて、 <u>4の項に該当するときにを除く。</u> ）	既存長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅 71,000円 (2) 一戸建ての住宅以外の住宅 ア 区分所有住宅 (ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの 187,000円 (イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの 299,000円 (ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの 593,000円 (エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの 1,062,000円 (オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの 1,825,000円 (カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの 3,377,000円 (キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの 4,826,000円 (ク) 総住戸数が301戸以上のもの 5,918,000円 イ 区分所有住宅以外の住宅

			アに規定する金額を申請住戸 数で除して得た額				アに規定する金額を申請住戸 数で除して得た額
<u>3</u>	<u>長期優良住宅促進法第5条第6項</u> <u>又は第7項の規定に基づく長期</u> <u>優良住宅維持保全計画の認定の</u> <u>申請に対する審査（6の項に該当</u> <u>しないときに限る。）</u>	<u>長期優良住宅維持保全計画認</u> <u>定申請手数料</u>	<u>2の項に規定する金額</u>		(新規)		
<u>4</u>	長期優良住宅促進法第5条第1項 から第5項までの規定に基づく 長期優良住宅建築等計画の認定 の申請に対する審査（住宅の新 築を行う場合であって、登録住 宅性能評価機関の発行する確認 書又は住宅性能評価書が添付さ れたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行 する確認書又は住宅性能評価 書が添付された場合の新築長 期優良住宅建築等計画認定申 請手数料	(1) 一戸建ての住宅 15,000円 (2) 一戸建ての住宅以外の住宅 ア 区分所有住宅 (ア) 総住戸数が1戸から5 戸までのもの 26,000円 (イ) 総住戸数が6戸から1 0戸までのもの 43,000円 (ウ) 総住戸数が11戸から2 5戸までのもの 70,000円 (エ) 総住戸数が26戸から5 0戸までのもの 112,000 円 (オ) 総住戸数が51戸から1 00戸までのもの 170,000 円 (カ) 総住戸数が101戸から 200戸までのもの 288,00 0円	<u>3</u>	長期優良住宅促進法第5条第1項 から第5項までの規定に基づく 長期優良住宅建築等計画の認定 の申請に対する審査（住宅の新 築を行う場合であって、登録住 宅性能評価機関の発行する確認 書又は住宅性能評価書が添付さ れたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行す る確認書又は住宅性能評価書が 添付された場合の新築長期優良 住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅 15,000円 (2) 一戸建ての住宅以外の住宅 ア 区分所有住宅 (ア) 総住戸数が1戸から5 戸までのもの 26,000円 (イ) 総住戸数が6戸から1 0戸までのもの 43,000円 (ウ) 総住戸数が11戸から2 5戸までのもの 70,000円 (エ) 総住戸数が26戸から5 0戸までのもの 112,000 円 (オ) 総住戸数が51戸から1 00戸までのもの 170,000 円 (カ) 総住戸数が101戸から 200戸までのもの 288,00 0円

			(キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの 364,000円 (ク) 総住戸数が301戸以上のもの 413,000円 イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額				(キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの 364,000円 (ク) 総住戸数が301戸以上のもの 413,000円 イ 区分所有住宅以外の住宅 アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額
5	長期優良住宅促進法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付されたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の既存長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅 22,000円 (2) 一戸建ての住宅以外の住宅 ア 区分所有住宅 (ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの 39,000円 (イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの 63,000円 (ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの 105,000円 (エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの 167,000円 (オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの 255,000円 (カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの 432,000円	4	長期優良住宅促進法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付されたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の既存長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅 22,000円 (2) 一戸建ての住宅以外の住宅 ア 区分所有住宅 (ア) 総住戸数が1戸から5戸までのもの 39,000円 (イ) 総住戸数が6戸から10戸までのもの 63,000円 (ウ) 総住戸数が11戸から25戸までのもの 105,000円 (エ) 総住戸数が26戸から50戸までのもの 167,000円 (オ) 総住戸数が51戸から100戸までのもの 255,000円 (カ) 総住戸数が101戸から200戸までのもの 432,000円

			(キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの 547,000円 (ク) 総住戸数が301戸以上のもの 621,000円 イ 区分所有住宅以外の住宅アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額
6	長期優良住宅促進法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料 は住宅性能評価書が添付されたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	5の項に規定する金額
7	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であって、10の項に該当しないときに限る。）	新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1の項に規定する金額の2分の1の額
8	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、11の項に該当しないときに限	既存長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2の項に規定する金額の2分の1の額

			(キ) 総住戸数が201戸から300戸までのもの 547,000円 (ク) 総住戸数が301戸以上のもの 621,000円 イ 区分所有住宅以外の住宅アに規定する金額を申請住戸数で除して得た額
	(新規)		
5	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であって、7の項に該当するときに除く。）	新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1の項に規定する金額の2分の1の額
6	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、8の項に該当するときに除く。）	既存長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2の項に規定する金額の2分の1の額

	る。)						
9	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（12の項に該当しないときに限る。）	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	3の項に規定する金額の2分の1の額		(新規)		
10	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	4の項に規定する金額の2分の1の額	7	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（住宅の新築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付されたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	3の項に規定する金額の2分の1の額
11	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付されたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の既存長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	5の項に規定する金額の2分の1の額	8	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付されたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の既存長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	4の項に規定する金額の2分の1の額
12	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住	登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	6の項に規定する金額の2分の1の額		(新規)		

	<u>宅性能評価書が添付されたときに限る。)</u>		
13	長期優良住宅促進法第9条第1項又は第3項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査	譲受人決定時の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2,000円
14	長期優良住宅促進法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	地位の承継承認手数料	2,000円
15	長期優良住宅促進法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査	容積率特例許可の申請手数料	160,000円

備考

- 1 区分所有住宅以外の住宅に係る金額は、申請住戸１戸当たりのものとする。
- 2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項の登録住宅性能評価機関をいう。
- 3 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第３項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書をいう。
- 4 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項の住宅性能評価書であつて、同法第６条の２第４項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものをいう。
- 5 １の項から６の項までにおいて、申請住戸数で除して得た額に５０円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはこれを１００円に切り上げる。
- 6 ７の項から１２の項までにおける１の項から６の項までに規定する金額の算定については、前項の規定は、適用しない。この場合において、７の項から１２の項までに規定する２分の１の額に５０円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはこれを１００円に切り上げる。

9	長期優良住宅促進法第9条第1項又は第3項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査	譲受人決定時の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2,000円
10	長期優良住宅促進法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	地位の承継承認手数料	2,000円
11	長期優良住宅促進法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査	容積率特例許可の申請手数料	160,000円

備考

- 1 区分所有住宅以外の住宅に係る金額は、申請住戸1戸当たりのものとする。
- 2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。
- 3 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書をいう。
- 4 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の住宅性能評価書であつて、同法第6条の2第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものをいう。
- 5 1の項から4の項までにおいて、申請住戸数で除して得た額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。
- 6 5の項から8の項までにおける1の項から4の項までに規定する金額の算定については、前項の規定は、適用しない。この場合において、5の項から8の項までに規定する2分の1の額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

- 7 1の項、2の項、4の項及び5の項において、長期優良住宅促進法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかについての審査（以下「建築基準関係規定への適合性審査」という。）の申出があった場合は、1申請（建築物又は申請住戸数が2以上のものを含む。この項及び次項において同じ。）当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項に規定する金額を加算する。
- 8 7の項、8の項、10の項及び11の項において、長期優良住宅促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、1申請当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項又は同表3の項に規定する金額を加算する。

別表第7～別表10 【略】

- 7 1の項から4の項までにおいて、長期優良住宅促進法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかについての審査（以下「建築基準関係規定への適合性審査」という。）の申出があった場合は、1申請（建築物又は申請住戸数が2以上のものを含む。この項及び次項において同じ。）当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項に規定する金額を加算する。
- 8 5の項から8の項までにおいて、長期優良住宅促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、1申請当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項又は同表3の項に規定する金額を加算する。

別表第7～別表10 【略】

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、この条例の公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

◆背景

多世代にわたり良質な住宅が引き継がれる住宅循環システムの普及・定着を図り、脱炭素社会の実現にも貢献していくため、長期優良住宅の普及促進を図っている（H21より認定制度運用開始）。令和4年（2021年）10月1日より法改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行されることに伴い、熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例のうち長期優良住宅申請関係の手数料（別表第6）について①手数料区分の新設、②文言修正等が必要になる。

◆長期優良住宅とは

1. 長期優良住宅の認定基準

①長期使用構造等 ②住宅規模 ③居住環境配慮 ④災害配慮

2. 長期優良住宅認定取得のメリット

各種税優遇等（所得税、登録免許税等）

◆改定根拠

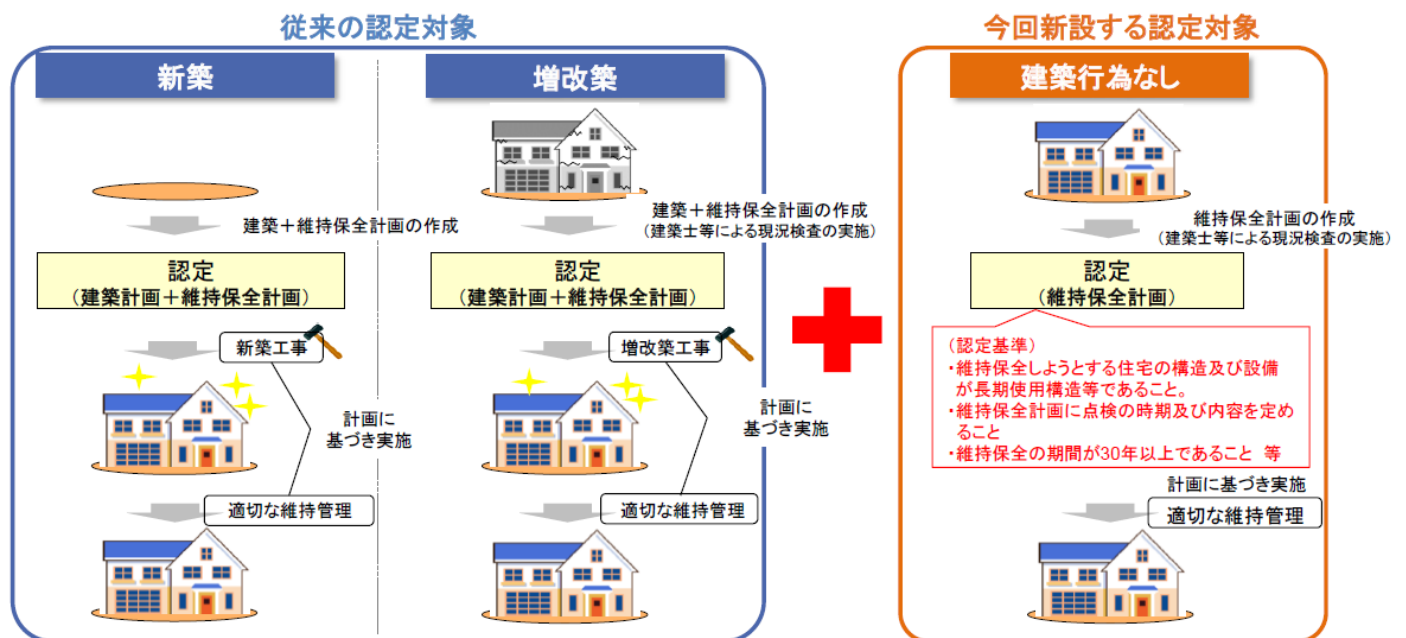
住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）（令和4年10月1日施行）

◆法改正内容

改正内容概要は以下のとおりである。

○建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の新設

現行の認定制度では建築行為（新築及び増改築）の前に認定を受ける仕組みであったが、今回の法改正により建築行為を伴わない場合であっても基準を満たしていれば認定を受けることができる仕組みが新設された。



※ 増改築とは、既存住宅を長期使用構造等の基準に適合させる工事（断熱改修等）をいう。

【建築行為を伴わない認定の取得が想定される例】

- ・長期優良住宅制度の創設前に建築された住宅
- ・新築時、増改築時に認定申請されなかった住宅



流通時等に差別化を図り、付加価値を高めるため、認定を取得

◆手数料条例における手数料区分の新設について

建築行為を伴わない場合の認定申請手数料は増改築認定時の手数料と同額とする。

手数料の設定については熊本県内統一の運用を行っている。

以下に手数料の一部抜粋を示す。(赤字記載部分が今回の新設手数料とする)

○登録住宅性能評価機関による確認書等の添付がある場合

区 分			新 築	増 改 築・既存認定
一戸建ての住宅			15,000 円	22,000 円
区分所有住宅 ※住棟単位で申請	総 住 戸 数	1戸～5戸	26,000円	39,000円
		6戸～10戸	43,000円	63,000円
		11戸～25戸	70,000円	105,000円
		26戸～50戸	112,000円	167,000円
		51戸～100戸	170,000円	255,000円
		101戸～200戸	288,000円	432,000円
		201戸～300戸	364,000円	547,000円
		301戸以上	413,000円	621,000円
共同住宅等（一戸建ての住宅及び区分所有住宅以外） ※住戸単位で申請	総 住 戸 数	1戸～5戸	26,000円 ÷ 申請住戸数	39,000円 ÷ 申請住戸数
		6戸～10戸	43,000円 ÷ 申請住戸数	63,000円 ÷ 申請住戸数
		11戸～25戸	70,000円 ÷ 申請住戸数	105,000円 ÷ 申請住戸数
		26戸～50戸	112,000円 ÷ 申請住戸数	167,000円 ÷ 申請住戸数
		51戸～100戸	170,000円 ÷ 申請住戸数	255,000円 ÷ 申請住戸数
		101戸～200戸	288,000円 ÷ 申請住戸数	432,000円 ÷ 申請住戸数
		201戸～300戸	364,000円 ÷ 申請住戸数	547,000円 ÷ 申請住戸数
		301戸以上	413,000円 ÷ 申請住戸数	621,000円 ÷ 申請住戸数
※住宅性能評価書は、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る				